

令和 8 年度 無償化のための認定の手続きについて

～認可外保育施設等～

無償化の対象となるには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。(※1)

認可外保育施設等の無償化は、原則、認可保育所、地域型保育施設、幼稚園、認定こども園に在籍されていない方が対象です。(※2)

利用する施設・サービス(※3)	必要な認定
認可外保育施設(※4) 一時預かり 病児保育 ファミリー・サポート・センター(※5)	施設等利用給付認定 新 2・3 号

※1 無償化のためには、市内の認証保育所（3～5 歳児クラス）の利用者を除き、請求の手続きも必要です（p. 4【無償化の内容】の注のとおり）。

※2 一部の幼稚園では預かり保育とあわせて上限額（月額 11,300 円または 16,300 円）の範囲内で対象となります（立川市内ではめぐみ幼稚園（教育認定（1 号）の方のみ）、立川幼稚園、立川双葉幼稚園）。また、幼稚園を休学している間の例外もあります（新制度未移行幼稚園のみ）。

※3 立川市内の対象施設・サービスは立川市ホームページ「特定子ども・子育て支援施設等として確認した施設」に一覧を掲載しています。

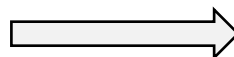
※4 認証保育所を含み、企業主導型保育施設を除く。

企業主導型保育施設の無償化については、施設にご確認ください（地域枠の無償化には教育・保育給付認定 2・3 号が必要です）。

※5 送迎のみの利用は対象外。



【必要書類】申請書等は立川市ホームページからもダウンロードできます



認定の種別 (施設等利用給付認定)	対象となる児童	提出する書類
新 2・3 号	<u>保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する児童</u> (0～2 歳児クラス相当は住民税非課税世帯(※6)のみ)	①令和 8 年度 施設等利用給付認定・変更申請書 ②保育を必要とする事由を証明する書類（保護者(父母)それぞれ一部ずつ） ③住民税非課税証明書（申請書裏面の案内に該当する方のみ）

※6 生活保護世帯と里親世帯を含む。

【提出期限・提出先】

認定希望日までに、立川市保育課へ提出。

➡ 4 月利用開始の場合など、施設から別途案内があった場合は、そのとおりにご提出ください。



【新 2・3 号の認定を希望する場合】

新 2・3 号の認定を受けるためには、保護者等(父母)が「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

●保育を必要とする事由

保護者（父母等）の状況	認定基準
就労	月 48 時間以上（休憩時間含む）の就労を常態としている
妊娠・出産	出産にともない保育を必要とする 期間：出産月と前後各 2 か月（計 5 か月間）
就学	学校に通学している （職業訓練校・大学・専門学校等） ※通信教育・カルチャーセンターでの学習は除く
疾病	入院・通院、自宅療養により 保育が困難である
障害	心身に障害がある
介護・看護	介護・看護を常態としている
求職活動	求職中である 期間：3 か月
育児休業	既に就労、出産要件で在園している子の子の 育児休業を取得する間、保育施設等を引き続 き利用することが必要と認められる ※初回の申請では選択できません。すでに新 2・ 3 号の認定を受けている方のみ選択できます。

●保育を必要とする事由を証明する書類

新 2・3 号の認定を希望する場合は、「保育を必要とする事由」を確認するために、下記の書類が必要となります。

必 要 書 類	外 勤	自 営 業	出 産	就 学	疾 病	障 害	介 護 看 護	求 職
※保護者（父母等） 各一部ずつ必要								
就労証明書	○	○						
自営をしていることが客観的に分かる 書類（事業所得が記載されている確定申 告書の写し 等） ※月収 48,000 円（年収 57 万円）以上の収 入を確認できない場合は要件の認定ができ ません。		○						
母子手帳の写し （分娩予定日を記載するページ）			○					
① 在学証明書 ② 時間割写し （予定の場合は受験票または合格通知の写し）				○				
D 診断書（保護者用）					○			
身体障害者手帳・ 愛の手帳などの写し						○		
① E 主治医等意見書 （介護・看護用） またはケアプランの写し ② C タイムスケジュール表							○	
求職中であることを証明するもの （ハローワークの受付票等）								○

※ 就労証明書は、市の指定書式が必要です。

※ **D**・**E**は、市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。
書式は保育課窓口で受け取るか、HP からダウンロードしてください。



施設等利用給付認定・変更申請書 記入例

記入日 令和 年 月 日

保護者	申請者	フリガナ タチカワ タロウ	生年月日	S (H) 2・4・9	携帯	090-1234-XXXX	市収受印
	母 その他	氏名 立川 太郎	個人番号				
	配偶者等	フリガナ タチカワ ハナコ	生年月日	S (H) 5・7・5	携帯	090-1234-XXXX	
	父 母 その他	氏名 立川 花子	個人番号				
現住所		〒 190 - 8666 立川 市 泉 町 1156 の 9					自宅の電話 042-523-XXXX

申請子ども	希望する認定の種別 利用中（予定）の施設名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日 個人番号
	☐ 新1号 ☒ 新2・3号	タチカワ イチロウ	男	平成 令和 2・8・1
	施設名 くるりん幼稚園	立川 一郎		
	☐ 新1号 ☐ 新2・3号			平成 令和
	施設名			
	☐ 新1号 ☐ 新2・3号			平成 令和
	施設名			

認定希望日	令和 8 年 4 月 1 日	※3歳の誕生日の前日（新1号認定のみ）又は転入日が属する月は、その日からの認定が可能です（調整の場合あり）。なお、月の途中から認定を受けた場合、その月の施設等利用費の限度額は、認定開始日以後で日割りした額となります。
-------	----------------	--

【保護者及び申請子どもを除いた同居者】

氏 名	続柄	生年月日	職業、幼稚園、学校名、個人番号
1 立川 幸子	姉	平成25年1月1日	〇〇〇小学校
2 立川 山男	祖父	昭和30年2月1日	無職
3			
4			

※新1号の申請をする場合は、裏面の記入は不要です。 新2・3号の認定を申請する場合は、裏面も記入してください。

【裏面】

【利用中（予定）の保育施設・サービス】 ※該当する番号に○してください。

施設名・連絡先	施設種別・サービス※	所在地	利用開始（予定）日
くるりん幼稚園 電話 042 - 523 - XXXX	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 190 - 8666 立川市泉町〇〇の〇〇	令和 8・4・1
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 -	令和 ・ ・
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 -	令和 ・ ・

【保護者の状況】 ※該当する項目に☒してください。

	外勤	自営	疾病	障害	介護	看護	就学	就労内定	求職中	出産	不存在 離婚 未婚 死亡	その他 ※（ ）に内容を記入してください。
父	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ ()
母	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ ()

【家庭の状況】 ※該当する項目に☒してください。

現在妊娠中ですか。	☒ いいえ ☐ はい ➡ 出産予定・ 年 月頃
生活保護を受けていますか。	☒ いない ☐ 現在受給中 ➡ ※生活保護受給証明書を提出してください。
親族の方が個人事業主として経営している就労先で就労していますか。	☒ いいえ ☐ はい ➡ 就労証明に記載された実績月の給料明細を3ヶ月分、ご提出ください。
就学をしていますか。	☒ いいえ ☐ はい ➡ 就学期間・ 年 月まで

【保護者の住所地】 ※該当する項目に☒してください。

	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点
	市内 市外	市内 市外
父	☒ ☐	☒ ☐
母	☒ ☐	☒ ☐

※新3号認定（保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の0歳児クラス相当から2歳児クラス相当の児童が対象）を希望する場合、下表に該当する方は、住民税非課税証明書を提出してください。

認定期間	保護者の状況	提出する書類
令和8年4月～8月	令和7年1月1日時点で立川市に住民登録なし	令和7年度 住民税非課税証明書
令和8年9月～9年3月	令和8年1月1日時点で立川市に住民登録なし	令和8年度 住民税非課税証明書

※住民税非課税証明書は1月1日時点で住民登録があった市区町村にて発行できます。

【無償化の内容】

認可外保育施設等

(認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター)

- 保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する3～5歳児クラス相当の児童
 - ➡ 利用料が月額37,000円まで無償
- 保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の0～2歳児クラス相当の児童
 - ➡ 利用料が月額42,000円まで無償

- ※ 日用品・文房具等、行事参加費、給食費、通園送迎費などは対象外です。
- ※ 認可外保育施設等については、複数利用も限度額の範囲内で無償化の対象となります。
- ※ 市内の認証保育所以外を利用される場合は、利用料を一旦ご負担いただき、限度額の範囲内で後日お返しする「償還払い」が基本です。
請求の手続きは、年4回、施設経由で案内します。
- ※ 市内の認証保育所を利用される場合は、限度額の範囲内で保育料のご負担がなくなります。保育料が限度額を超える場合は、差額をご負担いただきます（一部「償還払い」の場合もあります）。
請求の手続きは不要です。
- ※ 新3号認定を受けている児童が3歳クラスに進級する際に、新2号認定を希望する場合は、改めて申請が必要です。



幼児教育・保育の無償化について
立川市のホームページでも
情報を公開しています



令和7年10月発行

立川市子ども家庭部保育課

電話 042-523-2111

…認定については 内線 1326～1330

…給付については 内線 1324